

防整計（事）第１１８号
令和元年８月２１日

大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官

殿

事務次官
(公印省略)

新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、この通達の施行の際現に航空機の機種選定手続についての全部改正について（防整計（事）第１０４号。２９．３．２８）に基づき選定手続が行われている装備品等にあつては、この通達に定める要件を可能な限り満たすよう努めるものとする。

添付書類：別紙

新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について

1 趣旨

この通達は、装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化のため、取得実績のない新たな重要装備品等を選定し、概算要求を行うに当たって満たすべき要件及びこれに係る資料の作成並びに選定結果の公表等について定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要装備品等 装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛庁訓令第74号）第3条第2号に定める重要装備品等をいう。
- (2) 直接調達品 重要装備品等であって、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第2条第7号に規定する装備品等の開発の結果に基づかないものをいう。
- (3) 各幕僚監部等 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部又は防衛装備庁をいう。
- (4) 各幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長又は防衛装備庁長官をいう。

3 対象となる重要装備品等

この通達において、対象となる重要装備品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 新たに着手する研究開発であって、装備品等の研究開発に関する訓令第11条第1項の規定による装備品等研究開発要求に基づき、研究開発を実施する重要装備品等（以下「新たに研究開発する重要装備品等」という。）
- (2) 新たな直接調達品の取得に先立って参考品として試験的に使用するために取得する重要装備品等（以下「新たに参考品取得する重要装備品等」という。）
- (3) 新たに量産取得する重要装備品等（運用構想、要求性能及び整備数量等、既存の重要装備品等の基本的な計画を変更する場合を含む。）

4 新たな重要装備品等の選定に係る資料の作成等

- (1) 第3項各号に定める重要装備品等を選定し、概算要求を行うに当たって、整備計画局防衛計画課長は、各幕僚監部等その他関係部局から必要な情報の提供を受けるなどにより、対象となる重要装備品等に応じて次項から第7項に掲げる要件を満たすことを示す資料を作成するものとする。

- (2) 前号の資料の作成は、原則として、選定する重要装備品等の概算要求の対象となる年度の前年度末までに始め、当該年度の概算要求までに終えるものとする。
- (3) 選定する重要装備品等が要件を満たしていることを示すに当たっては、統合幕僚監部防衛計画部計画課及び対象となる装備品等のプロジェクト管理に関する事務を所掌する防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官付又は事業監理官付その他関係部局から、それぞれの部局の所掌の範囲で協力を得て行うものとする。

5 新たに研究開発する重要装備品等の要件

新たに研究開発する重要装備品等を選定し、概算要求を行うに当たって満たすべき要件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 運用構想及びそれに見合った要求性能であること。
- (2) 数量を含む具体的な整備計画と当該年度に概算要求しなければならない合理的な理由があること。
- (3) 統合運用の観点から、新たに研究開発する重要装備品等の要求元である陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊が保有する装備品等のみならず、各自衛隊での役割分担や保有する機能を踏まえた装備体系の最適化の検討が行われていること。
- (4) 早期装備化の検討が行われていること。

例： ファミリー化、ブロック化、モジュール化の適用、運用実証型研究の適用、試験評価の効率化、民生技術（新技術の短期実用化等）の活用の検討

- (5) 国内外の既存製品とのコスト比較も含む代替案が分析されていること。
- (6) 効率化を推進するため、次に掲げるすべての取組が行われていること。

ア 取得方法（開発、国内調達、輸入及びライセンス国産を含む。）の妥当性に係る検討

イ 国際協力（共同研究・開発を含む装備品等及び技術の海外移転）、ファミリー化、共通化及び民生技術（新技術の短期実用化等）の活用を念頭に置いた検討

- (7) 先端的な装備品等の実現のための次に掲げるすべての取組が行われていること。

ア 最新の技術動向との比較による取り組むべき技術の妥当性の検討

イ 民生先端技術（他省庁が実施している研究開発事業で育成された技術を含む。）の活用の検討

ウ 民生先端技術等の企業等が確立した技術を活用する場合の当該技術の活用に必要なコストとその妥当性の検証

(8) プロジェクト管理の強化を図るため、次に掲げるすべての取組が行われていること。

ア 取得数量及び取得時期等の条件が変化した場合の量産単価の変動幅についてケーススタディを実施し、運用構想、要求性能、取得数量及び取得時期等のライフサイクルコストに影響を及ぼし得る要素の最適化を通じたより高い費用対効果を確保するための検討

イ 研究開発費及び量産単価を含む開発する重要装備品等のライフサイクルコストの可能な範囲での算出

ウ 研究・開発段階で予想されるリスク分析とその対応策（コストを含む。）の検討

エ 重要装備品等に関連した防衛生産・技術基盤の強靱化（国内企業参画を含む。）の必要性と費用対効果の検討

オ 量産以降の段階のコスト低減に資する開発段階からの取組に係る検討

カ 民生分野における効率化に資する技術や生産・発注方式等の装備品製造等への取り込みの検討

キ 契約方式の検討

ク 各自衛隊を跨いだ装備品等の間での規格の統一等の標準化に資する検討

(9) 重要装備品等の将来的な能力向上等のための拡張性及び汎用性の確保の検討が行われていること。

例 ブロック化による機能性能の段階的な向上、モジュール化による多用途化、オープンアーキテクチャの適用による柔軟な拡張性の確保等

(10) 将来も含め重要装備品等の価格の拘束性を担保するための価格見積の誓約書その他の文書を企業から取得していること（重要装備品等の開発に必要な要素技術の研究の場合にあっては、当該研究に係る価格見積の誓約書その他の文書に限る。）。この際、要求性能や調達時期等の企業へ価格見積を求めた際の前提事項について、事後変更が生じないように、厳密に検討し、決定していること。

(11) シミュレーション等の数理的な分析を行い、重要装備品等の導入が統合運用を前提にした運用場面及び運用方法において有効であることが示されていること。

(12) 省人化・無人化への寄与に係る検討が行われていること。

6 新たに参考品取得する重要装備品等の要件

新たに参考品取得する重要装備品等を選定し、概算要求を行うに当たって満たすべき要件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 参考品として取得する必要があること（複数の参考品をもって性能比較することが、リスク低減の観点から適当である場合には、複数の参考品を取得することの合理的な理由を含む。）。

- (2) 運用構想及びそれに見合った要求性能であること。
- (3) 当該新たに参考品取得する重要装備品等を、量産取得する場合の当該重要装備品等の数量を含む具体的な整備計画と当該年度に概算要求しなければならない合理的な理由があること。
- (4) 統合運用の観点から、新たに参考品取得する重要装備品等の要求元である陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊が保有する装備品等のみならず、各自衛隊での役割分担や保有する機能を踏まえた装備体系の最適化の検討が行われていること。
- (5) 国内外の既存製品とのコスト比較も含む代替案が分析されていること。
- (6) 効率化を推進するため、次に掲げるすべての取組が行われていること。
 - ア 取得方法（開発、国内調達、輸入及びライセンス国産を含む。）の妥当性に係る検討
 - イ ファミリー化及び共通化の検討
- (7) 当該新たに参考品取得した重要装備品等を、量産取得する場合の当該重要装備品等のライフサイクルコストが可能な範囲で算出されていること。
- (8) 将来も含め重要装備品等の価格の拘束性を担保するための価格見積の誓約書その他の文書を企業から取得していること（有償援助により調達する重要装備品等を除く。）。この際、要求性能や調達時期等の企業へ価格見積を求めた際の前提事項について、事後変更が生じないように、厳密に検討し、決定していること。
- (9) 特段の理由がある場合を除き、シミュレーション等の数理的な分析を行い、重要装備品等の導入が統合運用を前提にした運用場面及び運用方法において有効であることが示されていること。
- (10) 省人化・無人化への寄与に係る検討が行われていること。

7 新たに量産取得する重要装備品等の要件

新たに量産取得する重要装備品等を選定し、概算要求を行うに当たって満たすべき要件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 運用構想及びそれに見合った要求性能であること。
- (2) 数量を含む具体的な整備計画と当該年度に概算要求しなければならない合理的な理由があること。
- (3) 統合運用の観点から、新たに量産取得する重要装備品等の要求元である陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊が保有する装備品等のみならず、各自衛隊での役割分担や保有する機能を踏まえた装備体系の最適化の検討が行われていること。
- (4) 国内外の既存製品とのコスト比較も含む代替案が分析されていること。
- (5) 効率化を推進するため、次に掲げるすべての取組が行われていること。

- ア 取得方法（開発、国内調達、輸入及びライセンス国産を含む。）の妥当性に係る検討
 - イ ファミリー化及び共通化の検討
- (6) プロジェクト管理の強化を図るため、次に掲げるすべての取組が行われていること。
- ア 取得数量及び取得時期等の条件が変化した場合の量産単価の変動幅についてケーススタディを実施し、運用構想、要求性能、取得数量及び取得時期等のライフサイクルコストに影響を及ぼし得る要素の最適化を通じたより高い費用対効果を確保するための検討
 - イ 量産単価を含むライフサイクルコストの算出
 - ウ P B L（維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式をいう。）等の包括契約の活用を含めた装備品等の維持整備の効率化等による可動率確保に係る検討
 - エ 重要装備品等に関連した防衛生産・技術基盤の強靱化（国内企業参画を含む。）の必要性及び費用対効果の検討
 - オ 運用・維持段階で予想されるリスクとその対応（コスト含む。）に係る検討
 - カ 民生分野における効率化に資する技術や生産・発注方式等の装備品製造等への取り込みの検討
 - キ 契約方式の検討
- (7) 重要装備品等の将来的な能力向上等のための拡張性及び汎用性の確保の検討が行われていること。
- 例 ブロック化による機能性能の段階的な向上、モジュール化による多用途化、オープンアーキテクチャの適用による柔軟な拡張性の確保等
- (8) 量産単価について価格内訳が示されていること。また、その妥当性が示されていること。
- (9) 公開文書において価格情報が公表されている場合、当該情報を最新の見積単価が上回らないこと。また、上回る場合には、その妥当性が示されていること。
- (10) 長期契約（特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）による特定防衛調達に係る長期契約をいう。）やまとめ買い等の装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の検討が行なわれていること。
- (11) 将来も含め重要装備品等の価格の拘束性を担保するための価格見積の誓約書その他の文書を企業から取得していること（有償援助により調達する重要装備品等を除く。）。この際、要求性能や調達時期等の企業へ価格見積を求めた際の前提事項について、事後変更が生じないよう、厳密に検討し、決定していること。

- (12) 特段の理由がある場合を除き、シミュレーション等の数理的な分析を行い、重要装備品等の導入が統合運用を前提にした運用場面及び運用方法において有効であること。
- (13) 省人化・無人化への寄与に係る検討が行われていること。

8 選定結果の公表等

- (1) 第3項第1号又は第3号に該当する重要装備品等について、概算要求を行う際は、第4項第1号の規定より作成された資料の内容を踏まえ、当該重要装備品等を選定した理由（ライフサイクルコスト及び代替案の分析を含む。）等について、防衛大臣に報告し、概算要求後速やかに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に該当する内容を除き、公表するものとし、これらに係る事務は、整備計画局防衛計画課において行う。
- (2) 前号の場合において、第3項第2号に該当する重要装備品等の取得を経て、第3項第3号に該当する重要装備品等の概算要求を行う場合は、第4項第1号の規定より作成された資料の内容を踏まえ、当該重要装備品等を選定した理由に加え、当該重要装備品を選定するために取得した第3項第2号に該当する重要装備品等を選定した理由等について、防衛大臣に報告し、概算要求後速やかに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に該当する内容を除き、公表するものとし、これらに係る事務は、整備計画局防衛計画課において行う。

9 この通達による選定に係る手続の例外

装備品等の選定について、この通達に定める手続以外の手続が防衛大臣により別に定められている場合にあっては、第4項の規定によらず、当該選定において、対象となる装備品等に応じてこの通達の第5項から第7項に定める要件を満たすよう必要な措置を講ずるものとする。また、当該手続による選定結果の公表を行う場合は、第8項の規定によらず、選定結果の公表に当該装備品等を選定した理由（ライフサイクルコスト及び代替案の分析を含む。）を含めるものとする。

10 雑則

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局の所掌に属するものは整備計画局長が、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部又は防衛装備庁の所掌に属するものは当該幕僚長等が、それぞれ定める。